一般社団法人柏市サッカー協会広告等掲載取扱要領

（内規１）

1趣旨

この要領は,民間企業等との協働により新たな財源を確保するために,一般社団法人柏市サッカー協会が発行する印刷物や所有する財産を広告媒体として 有効に活用し,民間企業等の広告を掲載する取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の種類

民間企業等の広告を掲載する広告媒体は,印刷物を作成し,又 は財産を管理する委員会(以下「広告媒体を所管する委員会」という。)が、この要領の趣旨を勘案して掲載取扱基準は別途定める。

3 掲載広告の範囲

(1) 掲載することができる広告に関する基本的な考え方は,次のとおりとする。

ア 掲載する広告は,公共性を損なう恐れがなく,社会的に信 用性と信頼性を持てるものでなければならない。

イ　掲載する広告は,広告を掲載する印刷物や財産,場所の特性に配慮し,美観や風致を著しく害するものであってはならない。

(2) 掲載することができる広告は,次に定める事項のいずれにも該当しないものとする。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23年法律第122号)に掲げる風俗営業に該当するもの又 はこれに類するもの

イ　政治活動,宗教活動,意見広告及び個人宣伝のみに係るもの

ウ　公の秩序又は善良の風俗に反するもの   
エ　その他掲載することが不適当と会長が認めるもの

(3) 前号定めるもののほか,広告物媒体を所管する委員会は,広告 媒体の性質に応じて,広告内容やデザインに関する個別の広告掲載基準を定めることができる。

4 広告の規格等 広告の規格,掲載位置,広告料等は,広告媒体の性質に応じて, 広告媒体を所管する委員会が別に定める。

5 審査機関

広告掲出等に関し疑義が生じた場合の審査機関として,一般社団法人柏市サッカー協会広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。  
(1) 審査会は,会長を委員長とし,委員には専務理事、執行役員、事務局長とし,広告媒体及び審査する内容に関連する各委員会の長をもって充てる。  
(2) 審査会は,広告媒体の各委員会長の求めに応じ,又は会長が必要と認めたときに委員長が招集し,その議長となる。  
(3) 委員長は,必要があると認めるときは,審査会の会議に関係者の出席を求めて,その意見又は説明を聴くことができる。

(4) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは,あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

6補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は,広告媒体を管理する委員会が別に定める。

附則  
この内規要領は,令和３年 ５月２９日から施行する。